

平成11年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成12年2月10日）

平成12年度の都区財政調整は、都区制度改革の財政面での確認である。特別区としては、基礎的な地方公共団体として再出発する基礎づくりのための重要な協議と認識してきた。

このため、清掃事業の移管経費の積算や介護保険制度の導入に伴う調整など、今後の特別区の需要算定のあり方をめぐって、都区間の協議を積み重ね、また、区長会としても都知事、都議会への要請を含め、様々な取り組みを行ってきた。

その結果を受けて、協議の最終段階で都から示された配分割合については、協議の中で区側が主張してきた内容と比べ、なお乖離があることから、区長会の中でも極めて厳しい意見もあった。しかし、協議を突き詰めてもなお都区双方の主張が一致しきれない中で、区側の主張も一定程度反映されたこともあり、また、深刻な都財政の現状等の全体的な状況を踏まえると、これまでの取り組みのぎりぎりの決着点として受入れ、残された課題は、今後の協議の中でしかるべき解決を図ることでやむを得ないと判断した。

そこで、これまでの協議の中で確認した事項のうち、特にこれから申し上げる5つの点について、今後都区双方が誠意を持って協議すべき主要課題として明確にご確認いただいたうえで、協議案を了承する。

まず、1点目は、今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成17年度までに協議すること。

2点目は、今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議すること。

3点目は、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ることを踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議すること。

4点目は、都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とすること。

5点目は、清掃事業の特例的な対応が終了する平成17年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改正やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行うということである。

なお、これらの点についての区側の考え方は、第4回都区財政調整会議での区側発言のとおりである。

以上5点について、今後の主要な協議課題として確認をお願いして、協議案を了承する。